

# 恵庭墓園使用上の心得

恵庭市が設置し管理する恵庭墓園の墓所を使用される方は、「恵庭市墓地の設置及び管理条例」及び「同条例施行規則」の中で、特に注意していただく事項をお知らせします。

1 次の場合には使用許可を取り消します。

- ①使用許可を受けた日から3年間を経過しても墓地として使用しないとき。
- ②墓地以外の目的に使用したとき。
- ③墓地を他に貸与または譲渡したとき。
- ④前号の他、条例及び条例に基づく規則、命令に違反したとき。

※墓地を返還し、または使用許可が取り消されたときは、使用許可者は直ちに当該墓地を原状に回復しなければなりません。

2 次の場合は、許可書を持参し名義変更の許可を受けなければなりません。

- ①使用権者が死亡されたとき、または相続人に使用権を承継するとき。
- ②使用権を親族に譲渡するとき。

3 使用許可証を紛失、または汚損したときは再交付を受けることができます。

4 使用権者は、墓碑等の補修を怠ることなく、かつ墓園環境の保持に努めなければなりません。

5 一度納付された使用料、管理料および基礎代は還付できません。

6 墓碑等の工事手続き

使用権者は、墓碑等の建設および改築または移転をしようとするときは、届出書を提出してください。  
また工事が完成したときも同様としてください。

※墓碑等の工事に係る諸問題については、使用権者および施工業者の責任において解決してください。

7 墓碑等の施設制限

※使用許可を受けた区画以外への工事は不可

## ■自由墓所

- イ. 高さは、地盤面から3 m以内を標準とすること。
- ロ. 転倒及び沈下しないように基礎固めをすること。
- ハ. 盛り土は地盤面から50 cm以内とし周囲は石材又はコンクリートで土留めすること。
- ニ. 地下基礎は、80 cm以上とすること。
- ホ. 上屋類は設置しないこと。

## ■芝生墓所

- イ. 型・寸法は、恵庭市が定めた標準仕様とすること。
- ロ. 材質は、みかげ石とすること。
- ハ. 色は、白とすること。
- ニ. 植栽は、しないこと。